

長崎県建設工事入札参加者格付要綱 新旧対照表

改正後 (新)	現 行 (旧)
(審査及び名簿登載) 第4条 ～略～ 4 主観的審査事項 (1) 主観的審査項目 ～略～ ア 技術的評価項目 (a) 技術職員数 第(3)号客観的審査事項に規定のある経営事項審査の結果、審査項目中技術力 (Z) において工事種類ごとに認定された 1 級技術者、<u>監理技術者補佐</u>、<u>基幹技能者</u>、2 級技術者、その他の技術者についてそれぞれ一人につき順に 1 点、0.85 点、0.7 点、0.5 点、0.2 点を付与することとし、それぞれの該当者の人数を乗じて合算した点数を該当する工事種類について審査点数に加える。ただし、加点の上限は 40 点とする。	(審査及び名簿登載) 第4条 ～略～ 4 主観的審査事項 (1) 主観的審査項目 ～略～ ア 技術的評価項目 (a) 技術職員数 第(3)号客観的審査事項に規定のある経営事項審査の結果、審査項目中技術力 (Z) において工事種類ごとに認定された1級技術者、<u>基幹技能者</u>、2級技術者、その他の技術者についてそれぞれ一人につき順に1点、<u>0.7点</u>、0.5点、0.2点を付与することとし、それぞれの該当者の人数を乗じて合算した点数を該当する工事種類について審査点数に加える。ただし、加点の上限は40点とする。